

北関東防衛局達第 8 号
改正 平成 21 年 3 月 31 日北関東防衛局達第 9 号
改正 令和 4 年 3 月 31 日北関東防衛局達第 1 号

情報公開・個人情報保護室の設置に関する達を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

北関東防衛局長 徳地 秀士

情報公開・個人情報保護室の設置に関する達

(設置)

第 1 条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の施行に伴う行政文書の開示等に関する事務及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の施行に伴う個人情報の開示等に関する事務を円滑かつ適切に処理するため、北関東防衛局総務部総務課に、当分の間、情報公開・個人情報保護室（以下「室」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 室は、北関東防衛局における情報公開及び保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務をつかさどる。

(構成)

第 3 条 室は、室長、室長補佐及び室員をもって構成する。

2 室長は、総務課長をもって充てるものとし、室の事務を掌理する。

3 室長補佐は、総務課課長補佐（総務、企画、文書、審査担当）をもって充てるものとし、室長を助け、室の事務に従事する。

4 室員は、総務課文書係長及び個人情報・情報公開係長並びに総務課長の指定する同課の職員をもって充てる。

(関係課等の協力)

第 4 条 室長は、室の所掌事務の遂行上必要がある場合には、関係課等の長に対し協力を求めることができる。

2 関係課等の長は、室の所掌事務の円滑な遂行に協力しなければならない。

(地方防衛局等情報公開室及び地方防衛局等個人情報保護室との関係)

第 5 条 室は、防衛省の情報公開に関する訓令（平成 13 年防衛庁訓令第 39 条）第 3 条第 6 項の地方防衛局等情報公開室とする。

2 室は、防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成 17 年防衛庁訓令第 34 条）第 4 条第 6 項の地方防衛局等個人情報保護室とする。

(雑則)

第 6 条 この達に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この達は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日北関東防衛局達第 9 号）
この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日北関東防衛局達第 1 号）
この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。